

許容応力度等計算（ルート2）を用いた場合の建築確認申請の取扱いについて

今回建築基準法改正により、平成27年6月1日から、これまで構造計算適合性判定の対象となっていた許容応力度等計算（ルート2）について、国土交通省令で定める要件を備える建築主事が審査する場合には、構造計算適合性判定の対象から除外されることとなりました。

石川県が行う建築確認（金沢市・七尾市・小松市・白山市・野々市市・加賀市を除く）では、下表の通り許容応力度等計算（ルート2）について要件を備える建築主事が審査を行うこととし、構造計算適合性判定の対象から除外することとします。

保有水平耐力計算、限界耐力計算等については、これまで通り構造計算適合性判定が必要です。

確認申請の提出先は従来通り各市町の窓口に提出いただき、確認申請手数料の他に許容応力度等計算審査手数料が別途必要となります。

●石川県管内の出先審査機関

石川県出先審査機関	所管区域
南加賀土木総合事務所建築課	能美市 川北町
津幡土木事務所建築課	かほく市 津幡町 内灘町
中能登土木総合事務所建築課	羽咋市 志賀町 宝達志水町 中能登町
奥能登土木総合事務所建築課	輪島市 珠洲市 穴水町 能登町

●許容応力度等審査手数料（確認申請手数料と別に、県証紙にて必要となります。）

規模（延べ床面積）	審査手数料	
200 m ² 以内	120,000	円
200 m ² < A ≤ 500 m ²	140,000	円
500 m ² < A ≤ 1,000 m ²	160,000	円
1,000 m ² < A ≤ 2,000 m ²	210,000	円
2,000 m ² < A ≤ 1万m ²	240,000	円
1万m ² < A ≤ 5万m ²	320,000	円
5万m ² 超え	580,000	円

●手数料算定例

延床面積 1,500 m²の新築工事で許容応力度等計算を用いた場合

確認申請手数料

許容応力度等審査手数料

48,000 円

+

210,000 円

=258,000 円